

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月まで
② 昭和 62 年 12 月
③ 昭和 63 年 2 月から平成元年 10 月まで

昭和 58 年の結婚後は、A 市の集金人に勧められて妻が夫婦二人分の免除申請の手続きを行い、その後は国民年金保険料を A 市の集金人に納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人とその妻は、申立期間①前の昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を夫婦共に免除されており、申立人の妻は、免除期間直後の、申立期間①である 60 年 4 月から同年 11 月までの妻自身の保険料を現年度に納付していることが確認できる。

また、申立人の妻が供述する夫婦二人分の保険料額は当時の保険料額におおむね符合する上、申立人が供述する免除申請手続の状況及び保険料の納付方法は、当時の A 市における事務とも符合していることから、申立人の供述に不自然さは見られず、夫婦二人分の免除申請を行っていた申立人の妻が、免除期間後は妻自身の保険料だけを集金人に納付していたとは考え難い。

一方、申立期間②及び申立期間③を含む昭和 61 年 4 月から平成 2 年 1 月までの期間の納付状況をみると、申立人の妻は、当該期間中にある 2 か月の未納を除いて現年度納付をしているのに対し、申立人の当該期間中の納付済期間はすべて過年度納付によるものであり、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、A 市が保管する申立人の被保険者記録により、申立人は平成 2 年 2 月 9 日に申立期間②の保険料を過年度納付していたことが確認できるが、その時点で申立期間②の保険料は、既に時効により納付できなかったことか

ら、申立期間②の保険料はその当時に時効が成立していなかった昭和 63 年 1 月分の保険料として平成 2 年 2 月 9 日に充当処理されていたことが確認できる。

加えて、申立期間①のうち、昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間及び申立期間③のうち、平成元年 2 月から同年 3 月までの期間の保険料は申立人の妻も未納である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年 4 月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 5 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和 49 年 12 月から 53 年 3 月までの期間及び 55 年 8 月から 58 年 10 月までの期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月から 51 年 12 月まで
② 昭和 49 年 12 月から 58 年 11 月まで

国民年金には昭和 35 年 9 月ごろに母親が A 市で加入し、母親が同市で毎月、申立期間①の国民年金保険料を 51 年 12 月まで納付してくれていたはずである。

また、将来、年金を多くもらいたかったので、昭和 49 年 12 月からは私自身で国民年金に加入し、58 年 11 月までは厚生年金保険加入期間中も含めて国民年金保険料を納付していたはずなので、当該期間に未納・未加入の期間があることに納得できない。

なお、昭和 49 年 12 月から 51 年 12 月までは母親と私が重複して国民年金保険料を納付していたので、母親が納付していた分を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和 49 年 12 月 25 日に国民年金に任意加入し、申立人が厚生年金保険資格を取得した 53 年 4 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失しているが、申立人はその厚生年金保険資格を喪失した後の 55 年 8 月 27 日に再び国民年金に任意加入し、申立人が厚生年金保険資格を取得した 58 年 11 月 11 日に、任意加入被保険者資格を喪失しており、申立人は、申立期間②のうち、申立人が国民年金に任意加入していた記録のある 49 年 12 月から 53 年 3 月までの 40 か月及び 55 年 8 月から 58 年 10 月までの 39 か月について保険料を納付済みである。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険に加入していた期間も

国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する昭和 50 年 1 月 23 日発行の国民年金手帳には、申立人が 49 年 12 月 25 日に国民年金に任意加入した記録が確認できるが、資格喪失年月日は 58 年 11 月 11 日と記載されており、記録どおり、53 年 4 月 1 日から 55 年 8 月 27 日までの期間資格喪失していたのであれば、少なくとも 58 年 11 月の資格喪失時においてこの記録が記載されると考えられることから、申立人はその当時、引き続き国民年金に任意加入していたものと推察される。

また、申立人が申立期間②のうち納付済みである期間の保険料を^{さかのぼ}遡って納付していた形跡も見当たらず、納入通知書が送付された際には適切に保険料を納付していたことがうかがえることから、申立人が申立期間②のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 7 月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②のうち、昭和 58 年 11 月については、申立人が同月に厚生年金保険に加入した際の国民年金資格の喪失手続を適切に行っていない状況はうかがえず、厚生年金保険に加入後、同月分のみを納付して、58 年 12 月以降の国民年金保険料を納付しなかった点について、申立人の記憶は不明であるなど、納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上により、申立人は、申立期間②で国民年金加入期間となっていない期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるが、55 年 5 月から同年 7 月までの期間を除いては厚生年金保険に加入しており、国民年金被保険者となり得ない期間であることから、当該期間について記録訂正することはできない。

- 2 申立期間①については、申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張するだけで、保険料の納付額や納付方法については具体的な記憶が無いと供述していることから、国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が申立人の加入手続をしたとする昭和 35 年 9 月は、国民年金制度準備期間前であり、その当時 20 歳到達前であった申立人がこの時に国民年金に加入手続することはできない。

また、行政記録によれば、申立人の母親は申立期間①の終期である昭和 51 年 12 月当時、既に他界していたことが確認でき、申立人の、その母親が 51 年 12 月まで保険料を納付していたとする供述は不合理である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 5 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、昭和 49 年 12 月から 53 年 3 月までの期間及び 55 年 8 月から 58 年 10 月までの期間については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

昭和 49 年 11 月に国民年金に任意加入すると同時に付加保険料を納付しており、61 年 3 月に任意加入被保険者資格を喪失するまで付加保険料の納付を止めた記憶は無いので、申立期間①の定額保険料及び付加保険料が未納とされ、申立期間②の付加保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月及び 12 か月と短期間であり、申立人は申立期間①を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を、申立期間②を含め現年度に納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと推察され、納付意識の高かった申立人が、申立期間①だけを納付しない事情は見当たらない。

また、申立人が供述する申立期間当時の納付方法は、申立期間①当時居住していた A 市及び申立期間②当時に居住していた B 市における当時の収納事務と符合しており、申立内容に不自然さは認められない。

さらに、B 市が保管する申立人の被保険者記録は、申立人の「付加年金加入年月日」を昭和 49 年 11 月 29 日とする一方、「付加年金喪失年月日」の記載は確認できないことから、申立人は申立期間②についても付加年金に加入していたものと推察され、申立期間②の国民年金保険料を現年度に納付していた申立人が、申立期間②の付加保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から同年10月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から同年6月まで
② 昭和47年8月から48年3月まで
③ 昭和48年10月から同年12月まで

昭和46年3月に親元を離れ、A市で就職したが、厚生年金保険に加入していない会社だったため、国民年金に加入するように説明されて加入手続したと記憶しており、A市から送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたが、その後、国民年金手帳が必要であることを知り、A市で手続したところ、48年6月11日付けの国民年金手帳を交付された。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを明確に記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した当初は、国民年金手帳の交付が無かったとしており、申立期間②後である昭和48年6月11日付けで発行された国民年金手帳を所持しているほか、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は同日にA市に払い出されていることが確認できる。また、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、仮に申立人が48年6月以前に国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとすれば、48年6月に改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは無かったものと推察される。

以上のことから、申立人はこのころに加入手続したとみるのが自然であり、その際に申立人の20歳到達時である昭和47年*月まで^{さかのぼ}遡って資

格取得したものと推察され、申立期間①及び②当時、国民年金に未加入であった申立人に対し、A市が納付書を送付していたとは考え難い。

一方、申立人は、昭和48年度の国民年金保険料について、申立期間③を除いて納付していることが確認できる（記録上、昭和49年1月から同年3月までは保険料額改定に伴う差額保険料のみ）ことから、加入手続の時点で現年度納付が可能であった期間の保険料を納付する意志があったことがうかがえ、申立人が、申立期間③の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

また、国民年金保険料は、昭和48年度中の昭和49年1月に、それ以前の保険料月額であった550円から900円に保険料が引き上げられていたことから、49年1月から同年3月までの3か月については、48年度保険料との間に差額保険料が発生し、A市では、年度当初に発行した「昭和48年度国民年金保険料納入通知書兼領収書」に加え、49年2月25日に「昭和48年度国民年金差額保険料納入通知書兼領収書」を発行していたことが確認できるが、当該差額保険料に係る納付書が発行された49年2月25日当時、申立人は厚生年金保険に加入していたことから、本来、差額保険料を納付する必要は無く、改正前の国民年金保険料を納付していなかった申立人が、当該期間の差額保険料のみを納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は昭和49年1月7日に厚生年金保険資格を取得していたことから、過誤納となる当該期間の差額保険料1,050円を47年7月の保険料として充当処理したことを示す記録が確認できるものの、当該期間の差額保険料を納付した記録を抹消した形跡は見当たらない。加えて、仮に記録が正しかったとすると、充当処理後の過誤納保険料の残額として500円を申立人に還付する必要があるが、還付処理したことを示す記録も確認できない等、当時の行政側の記録管理に不手際があったものと推察され、申立人は49年1月から同年3月までの改正前の保険料を納付していたものと考えるのが自然であり、当該期間の過誤納保険料（差額保険料を含む）は、充当可能であった47年7月から同年10月までの保険料に充当されていたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から同年10月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年6月から48年3月まで

国民年金には、父親が加入手続き、家族の国民年金保険料と一緒に保険料を納付してくれていたはずであり、昭和42年に結婚する前から同居していた家族や妻の国民年金保険料も納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金には申立人の父親が加入手続き、国民年金保険料を納付していたと主張するだけで、加入手続きの時期や保険料の納付時期及び納付額については具体的な記憶が無いと申し述べていることから、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月6日にA町に払い出されていたことが確認できることから、申立人はこのころに加入手続き、資格取得日を20歳到達時まで遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、仮に申立人が49年2月以前に加入手続き、申立期間の国民年金保険料を納付していたとすれば、49年2月に改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは無かったものと推察される。

一方、申立人は、加入手続き後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の両親及び姉は、昭和36年ごろに連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、同時期に資格取得し、加入手続き後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間である44年*月に20歳に到達した申立人の妹も、申立人と同居していた44年2月から47年1月までの

国民年金保険料を納付済みであることが確認できることから、申立人の家族の納付意識は高かったものと推察される。

また、A町が保管する申立人の被保険者記録により、申立人は、昭和49年4月9日に、加入手続前の期間である48年4月から49年2月までの11か月分の国民年金保険料を現年度納付していたことが確認できるが、当該被保険者記録の昭和45年度保険料の納付記録欄には、申立人が加入手続した49年2月当時に実施されていた第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）により12か月分の保険料を特例納付した場合に相当する額の記載が確認できることから、納付意識の高かった申立人の父親が、49年4月に、加入手続前の国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って納付しながら、その当時に遡及納付が可能であった45年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和39年6月1日、資格喪失日に係る記録を40年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万5,753円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から40年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（昭和62年、民営化に伴い、A事業所の事業がB事業所に移管。）から提出された申立人に係るA事業所の履歴書及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間に同事務所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和39年6月1日に厚生年金保険の資格を喪失しているが、同事業所の履歴書では、同日に試用員から職員に命ぜられていることが確認できる上、同名簿で申立人の前後に名前の記録があり、申立人と同様、同日で厚生年金保険の資格を喪失している複数の者に照会したところ、いずれも、「私は、昭和39年6月1日に共済組合に加入になった。申立人も乗務員として勤務していた。」との供述を得ていること、さらに、職員は共済組合員であったことから判断すると、申立人は、申立期

間に共済組合の組合員であったことが認められる。

共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間にみなされるから、申立人の共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和39年6月1日、資格喪失日に係る記録を40年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人に係るA事業所の履歴書に記載のある俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、9万5,753円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年2月5日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社B支店における厚生年金保険の資格喪失日が昭和51年2月5日である旨の回答を得た。しかし、同年4月1日付けで同社C支店に転勤するまでの間、同社B支店に継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金基金記録、人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和51年1月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、人事発令状況及び厚生年金基金記録から、正当に届出するとともに、保険料も納付していたと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から43年9月まで
申立期間の国民年金保険料は、昭和44年に結婚する以前に、毎年12月に職場に集金に来ていた役場の職員に、3年分の保険料をまとめて納付したことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張するだけで、保険料の納付時期や納付金額については具体的な記憶が無いと供述していることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年9月1日に当該町に払い出されていたことが確認できることから、申立人はこのころに加入手続し、資格取得日を20歳到達時まで遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、仮に申立人が44年9月以前に加入手続し、申立期間の国民年金保険料を納付していたとすれば、44年9月に改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは無かったものと推察される。

さらに、町が保管する申立人の被保険者記録によれば、申立人は加入手続後の昭和45年12月7日に、43年4月から44年3月までの12か月分の国民年金保険料を遡って納付していたことが確認できるが、45年12月時点で、申立期間である43年4月から同年9月までの6か月分の保険料は既に時効であり納付できないことから、この6か月分の納付を取消した上、その当時に実施されていた第1回特例納付（昭和45年7月から47

年6月まで実施)の保険料として、その時点で最も古い未納期間であったものと推察される39年1月から同年6月までの6か月分の保険料として充当処理されていたことが確認できる。

加えて、申立期間当時、当該町では職員が国民年金保険料を徴収する取扱を行っていなかったことから、申立人が供述する国民年金保険料の納付方法は、客観的事実に符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月から54年3月まで
昭和52年10月に退職した会社の経理担当者から、「次の会社は厚生年金保険に加入していないので、国民年金に加入しなければならない」と教えられ、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張するだけで、保険料の納付時期や納付方法については具体的な記憶が無いと供述していることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年2月5日にA市に払い出されていたことが確認できることから、申立人はこのころに加入し、資格取得日を、申立人が厚生年金保険資格を喪失した52年10月1日まで遡^{さかのぼ}ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、仮に申立人が52年10月ころに加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたとすれば、55年2月に改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは無かったものと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路国民年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から46年3月まで

申立期間当時は両親と同居しており、昭和39年ごろから実家で農業に従事していた。国民年金には、父親が昭和40年5月ごろに加入手続きし、国民年金保険料を納付していたはずであり、いつごろか分からないが、母親が昔の未納保険料をまとめて納付していたことを覚えているので、私に未納があれば一緒に納付してくれていたはずなので、申立期間について両親が納付済みであるのに、自分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立人は国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付には直接関与していないことから、申立期間の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月17日にA町に払い出されていたことが確認できることから、申立人はこのころに加入手続きし、資格取得日を20歳到達時である40年*月まで^{さかのぼ}遡ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、仮に申立人が46年7月以前に加入手続きし、申立期間の国民年金保険料を納付していたとすれば、46年7月に改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは無かったものと推察される。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人とその両親は、申立期間後の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料を同一年月に納付していることが確認できるが、申立期間直後の昭和46年度保険料については、申立人の両親はいずれも46年4月に前納しているのに対し、申立人は前

納しておらず、仮に申立人が 46 年 7 月以前に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたとすれば、申立人の両親と納付状況が異なっているのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から52年3月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から52年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和55年当時に市の職員であった知人に納付の特例制度があることを教えられ、55年4月及び同年6月に、その知人に自宅に来てもらい、申立期間の国民年金保険料を知人に納付したことを覚えており、納付後に領収書が送付されてきたと思うが、現在は所持していない。

また、昭和55年当時に妻が付けていた家計簿には申立期間の保険料納付について、それぞれ「4/30 国民年金支払 39600（1期～4期分）」、「6/30 国民年金 ¥768000（S36 4月～S52.3月分）」と記載されており、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする昭和55年当時に、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金への加入手続は「市役所の職員であった知人に依頼した」と申し述べる一方で、加入手続の時期については思い出せないとも申し述べていることから、申立人の加入手続に関する記憶は曖昧であり、国民年金への加入状況が明らかでない上、申立期間後も長期の未加入期間となっている。

さらに、申立人は昭和54年4月から57年2月までの家計簿を当委員会に提出しており、その記載内容を見ると、申立期間の保険料を納付して

いたとする 55 年 4 月及び同年 6 月を含むいずれの月も、その月の 6 日から翌月 5 日までを 1 か月として支出額を集計していることが確認でき、仮に申立人が申立期間の国民年金保険料を、家計簿に記載のある日付どおりに納付していたとすれば、55 年 4 月 30 日及び同年 6 月 30 日のいずれも、月間の支出額を集計する前の日付であることから、当然に支出額合計に含まれるものと推察されるが、いずれの国民年金保険料相当額も、55 年 4 月の支出額（昭和 55 年 4 月 6 日から同年 5 月 5 日までの支出額）の合計額及び 55 年 6 月の支出額（昭和 55 年 6 月 6 日から同年 7 月 5 日までの支出額）の合計額には含まれていない。

加えて、前後の月の記載内容を見ると、支出額が集計から漏れている項目は発見できないことから、申立期間の国民年金保険料に係る支出の記載状況は不自然であると言わざるを得ず、申立人は、当該家計簿の作成は、申立人の当時の妻が行っていたと供述しており、このような記載となった経緯について合理的な説明も得られないほか、当時の家計簿の作成状況が不明であることも踏まえると、当該家計簿が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料と認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月、同年5月及び15年1月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月及び同年5月
② 平成15年1月

平成14年4月以前から口座振替を利用して国民年金保険料を納付していたが、申立期間①について納付書が発行されたため、その納付書により保険料を納付したところ、付加保険料が未納とされた。

昭和46年1月に農業者年金に加入してからは、ずっと付加保険料を納付してきており、これまでに付加保険料の納付を止める手続きした記憶も無いので、申立期間①について国民年金保険料が口座振替されなかった上、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②当時も、付加保険料を納付する手続きをしていたはずなので、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 農業協同組合が保管する申立人名義の口座取引履歴（以下、「口座取引履歴」という。）により、申立人は平成12年4月から口座振替により付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことが確認できる。社会保険庁では、14年4月に市町村から国へ収納事務が移管されることに伴い、口座振替により国民年金保険料を納付していた被保険者のデータを移行する作業を行っていたが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人については、14年4月時点で口座振替対象者となっていなかったことが確認できる。これについて、申立人は、自ら口座振替納付を停止する届出を行っていないとしており、当時の口座取引履歴の状況（預金残高や他の公金の口座振替状況）からみても、申立人が国民年金保険料について口座振替納付を停止しなければなら

ない必要性は認められないことから、14年4月時点で社会保険庁の記録において口座振替対象者とされなかった点については、行政機関の事務処理に瑕疵があった可能性がうかがわれ、これに伴い、申立人に対して平成14年度の納付書が作成されたと考えられる。

- 2 申立人は、平成14年1月に農業者年金の被保険者資格を喪失し、同年同月に任意申出により付加保険料を納付する手続きを行っているが、同年4月の時点でもその資格は継続し、申立期間①については、付加保険料の納付対象者であったことが確認できる。社会保険庁では、付加保険料納付の申出がある被保険者に対して納付書を発行する際には、通常、定額保険料と付加保険料を合算した金額の納付書を発行していたことから、申立人に対しては、平成14年度の当初に付加保険料を含んだ保険料額での納付書が発行されたものと推認でき、記録上、定額保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、同一の納付書で納付することとなる付加保険料についても納付があったものと考えられる。

しかし、申立人が申立期間①の定額保険料を納付したのは平成14年7月30日であることが確認でき、この時点では既に申立期間①の納付期限を経過しており、制度上、任意による付加保険料を納付期限経過後に納付することはできないことから、申立期間①の記録訂正をすることはできない。

- 3 申立期間②については、社会保険庁の記録により、申立人は平成15年1月1日の厚生年金保険資格喪失と同時に国民年金に加入し、同年1月21日に付加保険料の納付を任意申出していたことが確認できる上、申立人は申立期間②の国民年金保険料を、その納付期限内である同年2月27日に納付していたことが確認できることから、この時点で申立人は申立期間②の付加保険料を納付することは可能であったものと推察されるが、口座取引履歴に記載の15年1月分の国民年金保険料の納付額は、定額保険料のみの金額であることが確認でき、申立人が申立期間②の付加保険料を納付していないことは明らかである。
- 4 申立期間について、申立人が国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から 60 年 1 月 1 日まで

農林共済年金の加入期間について農林漁業団体職員共済組合に照会したところ、「勤務していた病院から『組合員資格新規取得届』の届出がなかったことから、共済組合への加入は無く、掛金の徴収も行っていない。」との回答を得た。

A病院（現在は、B病院）に常勤として勤務し、健康保険証も配布されており、在職証明書もあるので、申立期間について農林漁業団体職員共済組合の加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA病院が発行した在籍証明書により、申立人は、昭和 59 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間、同病院に常勤医師として勤務していたことが確認できる。

しかし、農林漁業団体職員共済組合に申立人の組合員の記録について照会したところ、「申立期間中に組合員の資格を取得し、その後、資格を喪失している者の中に申立人の名前は無い。」との回答を得ている。

また、B病院に照会したところ、「当時の通算年金通則法第 4 条では組合員期間が 1 年に達しない場合は、組合員であった期間として他の公的年金に通算される期間とみなされていなかった。当時、C病院から 6 か月間のローテーションで医師が派遣され勤務しており、申立人も同病院から派遣されてきた常勤医師であったが、雇用期間が 6 か月と定められていたことから加入させなかったと考えられる。なお、当時の職員名簿から申立人と同様の取扱いをしている医師も複数確認できる。」との回答を得ていることから、B病院では、1 年未満の雇用期間で勤務する者は、農林漁業団体職員共済組合に加入させていなかったことがうかがえるほか、B病院が保管する職員名簿に

よると申立人の「健康保険」欄に「資格取得年月日 59. 7. 1」との記載が確認できるが、「農林年金」欄及び「雇用保険」欄は空欄となっていることが確認できる上、B病院が保管する申立人の昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票によると、「社会保険料等の金額」欄に記載された額は、当時、B病院に採用された医師の平均的な標準報酬月額から計算された健康保険料の額と一致することから、健康保険のみの加入であったことが推認できる。

このほか、申立人が農林漁業団体職員共済組合員の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 15 日から 46 年 4 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 46 年 4 月 7 日から同年 9 月 6 日まで
(B社)
③ 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 3 月 11 日まで
(C社)
④ 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
(D社E支部)
⑤ 昭和 61 年 1 月 1 日から 63 年 1 月 1 日まで
(F社G支部)
⑥ 昭和 63 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(H社I支部)
⑦ 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで
(J社K支社)
⑧ 平成 15 年 3 月 31 日から 18 年 5 月 1 日まで
(J社)

申立期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は、いずれも当時の報酬に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①について、申立人は、毎月 20 万円の報酬を得ていたとしているところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額は、資格取得時の昭和 44 年 5 月

15 日が 3 万円及び 45 年 6 月 1 日が 3 万 9,000 円と記載されており、これらの標準報酬月額が社会保険庁のオンライン記録に記載されている標準報酬月額と一致しており、記録訂正の形跡は認められないほか、申立人が主張する報酬額は、申立期間当時の標準報酬月額の最高等級額を上回っている。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「当時の関係書類が無く、申立人に対する給与支給額、厚生年金保険の届出状況は不明である。」との回答を得ており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間中の被保険者の標準報酬月額の記録を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらないほか、申立期間当時、同社において、申立人と同様の業務を担当していたとする者も、申立人とほぼ同様の標準報酬月額で記録されており、同人に照会したところ、「私の記録は、当時の報酬と大体一致していると思う。」との供述を得ている。

加えて、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 B 社に係る申立期間②について、申立人は、毎月 18 万円の報酬を得ていたとしているところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額は、資格取得時 4 万 2,000 円と記載されており、この標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録に記載されている標準報酬月額と一致しており、記録訂正の形跡は認められないほか、申立人が主張する報酬額は、申立期間当時の標準報酬月額の最高等級額を上回っている。

また、社会保険事務所の記録によると、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間中の被保険者の標準報酬月額の記録を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらないほか、同社において、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得した者が一人確認できるが、この者の資格取得時の標準報酬月額も申立人と同額で記録されており、同人に照会したところ、「当時の自分の報酬額に記憶は無いが、毎月 18 万円もの報酬を得ていた記憶はない。」との供述を得ている。

加えて、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 C社に係る申立期間③について、申立人は、毎月平均 28 万円の報酬を得ていたとしているところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額は、資格取得時の昭和 46 年 10 月 1 日が 4 万 8,000 円及び 47 年 10 月 1 日が 5 万 2,000 円と記載されており、この標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録に記載されている標準報酬月額と一致しており、記録訂正の形跡は認められないほか、申立人が主張する報酬額は、申立期間当時の標準報酬月額の最高等級額を上回っている。

また、社会保険事務所の記録によると、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「当時の関係書類が無く、申立人に対する給与支給額、厚生年金保険料の控除額、厚生年金保険の届出内容等は不明である。」との回答を得ており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間中の被保険者の標準報酬月額の記録を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらないほか、申立人が当時同僚だったとする者に照会したところ、「自分のC社での標準報酬月額の記録を確認したことがあるが、当時の報酬額と一致している。」との供述を得ている。

加えて、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 D社E支部（現在は、L社。）に係る申立期間④について、申立人は、毎月平均 20 万円の報酬を得ていたとしているところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額は、資格取得時 9 万 2,000 円と記載されており、この標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録に記載されている標準報酬月額と一致しており、記録訂正の形跡は認められない。

また、L社に照会したところ、「当時の関係書類は保存年限超過により廃棄しており、申立人に対する給与支給額、厚生年金保険料の控除額及び厚生年金保険の届出内容は不明である。」との回答を得ており、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するD社E支部の健康保険厚生年金保険事

業所別被保険者名簿から、申立人と資格取得日が同日である者の資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、その大半が申立人と同額で記録されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額は、同社における他の被保険者の資格取得時の標準報酬月額と比較して、特に不自然な点は見当たらないほか、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額が同額で記録されている者に照会したところ、「私の入社当時の報酬は、社会保険庁の記録とほぼ一致していると思う。」との供述を得ている。

加えて、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 F社G支部（現在は、M社）に係る申立期間⑤について、申立人は、毎月平均 30 万円の報酬を得ていたとしているところ、社会保険庁のオンライン記録に記載されている申立人の標準報酬月額は、資格取得時の昭和 61 年 1 月 1 日及び同年 10 月 1 日が 19 万円、62 年 10 月 1 日が 17 万円と記載されており、記録訂正の形跡は認められない。

また、M社に照会したところ、「申立人は、当時、代理店研修生として勤務していたが、当時の賃金台帳等の関係書類は保存年限超過により廃棄しており、申立人に対する給与支給額、厚生年金保険料の控除額及び厚生年金保険の届出内容は不明である。」との回答を得ており、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、F社G支部において、申立人と資格取得日が同日であることが確認できる者の資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、その大半が申立人と同額か、又はそれ以下の額で記録されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額は、同社における他の被保険者の資格取得時の標準報酬月額と比較して、特に不自然な点は見当たらないほか、申立期間当時、申立人同様、代理店研修生として勤務していた同僚で、標準報酬月額も申立人とほぼ同額で記録されている者に照会したところ、「私の当時の報酬月額は、ほぼ社会保険庁に記録されている程度の額だったと記憶しており、30 万円もの報酬を得ていた記憶は無い。」との供述を得ている。

加えて、申立期間⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いほか、F社G支部は厚生年金基金に加入しているが、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額は、社会保険庁の標準報酬月額の記録とすべて一致していることが確認できる。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 H社I支部（現在は、N社。）に係る申立期間⑥について、申立人は、具体的な報酬額の記憶は無いものの、11 万円よりも多くの報酬を得ていたとし

ているところ、社会保険庁のオンライン記録に記載されている申立人の標準報酬月額、資格取得時 11 万円と記載されているほか、記録訂正の形跡は認められない。

また、N社に照会したところ、「当時の関係書類は保存年限超過により廃棄しており、申立人に対する給与支給額、厚生年金保険料の控除額及び厚生年金保険の届出内容は不明である。」との回答を得ており、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、H社 I 支部で申立人と資格取得日が同日であることが確認できる者の資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、その大半が申立人と同額か、又はそれ以下の額で記録されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額は、同社における他の被保険者の資格取得時の標準報酬月額と比較して、特に不自然な点は見当たらないほか、当時の同僚で、資格取得時の標準報酬月額が申立人とほぼ同額で記録されている者に照会したところ、「私の入社当時の報酬は、社会保険庁の記録とほぼ一致していると思う。」との供述を得ている。

加えて、申立期間⑥について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

7 J社K支社及びJ社に係る申立期間⑦及び⑧について、申立人は、毎月平均 100 万円の報酬を得ていたとしており、これは標準報酬月額の最高等級額を上回っているところ、平成3年9月1日から10年10月1日までの期間、11年9月1日から14年10月1日までの期間及び15年9月1日から16年9月1日までの期間（計 134 月分）については、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額が、最高等級額である 53 万円、59 万円又は 62 万円でそれぞれ記録されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間⑦及び⑧の計 208 月中、平成4年1月から18年3月までの期間（6年12月及び9年12月を除く。）の計 169 月分の給与明細書を保管しており、J社によると、厚生年金保険料の控除は翌月控除であるとしているところ、これら給与明細書に記載された保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額とすべて一致していることが確認できる。

さらに、上記を除く 39 月分のうち、昭和 64 年 1 月分から平成 3 年 11 月分までの期間、6 年 11 月分及び 9 年 11 月分の保険料控除の状況については、O社清算人に照会したが、当時の関係資料等はないとの回答を得ているほか、18 年 3 月分及び同年 4 月分の保険料控除の状況について、J社に照会したところ、同年 3 月分の保険料控除については、同社から申立人の同年 4 月の給与明細書の提出があり、同明細書に記載された保険料控除額を基に算定した

標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できるほか、同年4月分の保険料についても、同社から、別途同額を徴収しているとの回答を得ており、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。